

小山町 LINE 公式アカウント運用方針

1 基本方針

この運用方針は、LINE を広報媒体として利用し、災害情報や町政情報、イベント情報など、町の情報を広く発信するため、アカウントの使用に関する運用を以下の通り定めます。

2 アカウント情報

- (1) ソーシャルメディア名：LINE
- (2) アカウント名：静岡県小山町 (@471qihsf)
- (3) 運用主体：小山町

3 投稿者

小山町職員

4 投稿時間

原則として平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分内に小山町職員が不定期に投稿します。

ただし、この時間帯以外にも必要に応じて投稿することがあります。

5 投稿内容

- (1) 小山町の町政情報
- (2) 町及び町教育委員会が主催または共催する行事、イベント等
- (3) 防災・災害情報
- (4) 町の観光情報
- (5) 緊急性のある情報
- (6) その他必要とされる町政情報等

(5) に掲げる緊急性のある情報とは、主に次に該当するものである。

- ① 災害、気象情報（火災、台風、雪害などの非常事項及び予測情報）
- ② 交通情報（事故などによる通行止め情報など）
- ③ 人命及び財産に関すること（迷子や尋ね人など）
- ④ 住民生活に関する情報（感染症に関する情報や断水情報など）

- ⑤ 動物出沒（熊、さる、猪などの出沒）
- ⑥ その他町長が必要と認めるもの

6 コメント等への対応

町公式 LINE アカウントは、情報発信・情報提供を目的としており、原則として返信等はせず、必ずしも補修・対応を行うものではありません。

意見または問い合わせについては、町ホームページ「お問い合わせフォーム」にて受け付けるものとします。

7 注意事項

- (1) 小山町へのご意見やご質問は、小山町ホームページの「お問い合わせフォーム」へお寄せください。
- (2) 本 LINE 上での町民からの情報提供（通報機能による情報提供）等は、町への要望等として受理しません。
- (3) 本 LINE 上での町民による情報提供（通報機能による情報提供）等を使用されたものは、町への何らかを証明する資料として活用できるものではありません。
- (4) 当アカウントのリッチメニュー等のデザインについて、効果的な情報発信を行うため、予告なしに変更する場合があります。
- (5) 当アカウントの運用について、何らかの理由で不都合が発生した場合は、予告なしに運用を中止し、お知らせ内容の変更や削除、当アカウントそのものを削除する場合があります。
- (6) 当アカウントに掲載されている写真・イラスト・音声・動画及び記事等の知的財産権は、小山町または正当な権利を有する者に帰属します。当アカウントから投稿する内容について、「私的使用のための複製」や「引用」等著作権法上認められた場合及び LINE の公式機能として実装された機能を使用するなど、転載の対象となるエントリー内容を改変せず、また発信元を明記する場合を除き、無断で複製・転載することはできません。
- (7) この運用指針は、予告なしに変更する場合があります。

8 免責事項

- (1) 当アカウントから一般に向けて投稿を行う際には、細心の注意を払って行いますが、情報の正確性、完全性、有用性について保証するものではありません。

りません。

(2) 当アカウントから一般に向けて投稿を行ったことに関し、以下の事項について小山町は何ら責任を負うものではありませんので、予めご了承ください。

ア 利用者により投稿された当アカウントの掲載情報に対するコメント等

イ 利用者が当アカウントを利用したことにより、または利用できなかったことにより被った損害

ウ 当アカウントに関連して生じた利用者間のトラブルまたはそれにより被った損害

エ 当アカウントに関連して生じた利用者と第三者間のトラブルまたはそれにより被った損害

9 禁止事項

当アカウントに対して、以下に該当する行為はご遠慮ください。利用者の行為が以下のいずれかに該当すると当アカウント運用主体が判断した場合には、当該情報等の削除を行う場合があります。

(1) 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害する行為

(2) 町または第三者を誹謗、中傷し、または名誉や信用を傷つける行為

(3) 町または第三者の著作権、商標権、肖像権、その他知的財産権を侵害する行為

(4) 他の利用者または第三者等になりすます行為

(5) 政治活動、選挙運動、宗教活動またはこれらに類似する行為

(6) 差別的な表現を含む情報を発信及び公開する行為

(7) 違法な情報発信やわいせつな表現等、公の秩序または善良の風俗に反する行為

(8) 情報を故意に改ざんして提供する行為又は虚偽の情報を発信及び公開する行為

(9) その他、小山町が不適切と判断した行為